

## 特定操縦技能審査の流れ

2014. 5. 16

(公社) 滝川スカイスポーツ振興協会

特定操縦技能審査とは、あなたが自家用操縦士として安全に飛行できることを確認するために2年に1回行う審査です。

### 1 審査に必要な書類を確認します。

審査員も技能証明書、操縦技能審査員の証を提示します。(審査員は原則、当日決まります)

必要書類

- ① 特定操縦技能審査申請書(規則第28号の8様式)
- ② 技能証明書(審査/確認用技能証明書を含む)
- ③ 航空身体検査証明書
- ④ 無線従事者免許証
- ⑤ 個人用フライトログ(総飛行時間及び最近の飛行内容等確認をします)
- ⑥ 予備眼鏡(該当者のみ)
- ⑦ 航空安全講習会修了書(ステッカー) : 受講者のみ

### 2 審査に使う機材を決め、飛行の準備、機長の出発前確認(飛行前点検を含む)をします。

- (1) SATA では技能審査を ASK21(MG の場合、SF28A)による飛行機曳航・複座で行います。
- (2) 操縦技能証明が有効な場合、被審査者が機長になります。
- (3) フライト料の他に、審査手数料 (別料金表による。コピー代、報告書郵送料を含む)

### 3 口述審査を行います。

- (1) 口述審査は最新の技能審査口述ガイダンスにより行います。

※口述ガイダンスは航空局ホームページで入手できます。

<http://www.mlit.go.jp/common/000207169.pdf>

- (2) 判定基準は質問事項に概ね答えられること(70%程度)とします。

#### (3) 質問事項

- ① 航空機事項等(5問程度)
- ② 最近の変更点
- ③ 一般知識(5問程度)

※航空安全講習会修了者は②、③は免除

※滑空場のルール、周辺空域について質問します。

#### 4 実技審査を行います。

- (1) 実技審査は技能審査実施細則により行いますが、試験ではないので普段行っている飛行のつもりでリラックスして飛行してください。

※技能審査実施細則は航空局ホームページで入手できます。

<http://www.mlit.go.jp/common/000224603.pdf>

- (2) 天候等により、口述審査より前に実施する場合があります。

- (3) 以下の場合、不合格となります。

- ① 航空法違反が明確な場合
- ② 審査員が助言を実施しても判定基準を繰り返し逸脱したり、逸脱した状況が継続した場合
- ③ 危険な操作をした場合、または危険な状況を回避しなかった場合

- (4) 各科目で著しく不安定と被審査者が判断した場合は「やり直し」できます。

<要領>

- (5) 機長の出発前確認事項について確認します。

- (6) フライトにおいて以下の事項を確認します。

- ① コックピット内での離陸前点検
- ② 低空での索切れの場合の処置要領(口頭)
- ③ 曳航機の後流の認知および入った場合の処理要領
- ④ 曳航索の離脱および離脱後の操作
- ⑤ 全般にわたり飛行中の見張り要領
- ⑥ 直線滑空での完全失速と回復操作
- ⑥ 急旋回(45度バンク)の実施
- ⑦ 風を考慮した場周計画
- ⑧ 通常着陸(失速着陸を標準とする)

#### 5 審査終了後のデブリーフィングを行います。

口述審査および実技審査についての判定、講評及び助言を行います。

今後のフライトに活かしてください。

個人のフライトログは操縦技能証明が有効でない場合も機長で記入をしてください。備考欄等に審査員の署名等を記入します。

#### 6 審査/確認用技能証明書に審査結果の記入を行います。

当日の運航終了後に行いますので、審査当日は時間に余裕をもって来てください。